

品川区個別的ケア認定里親事業実施要綱

制定 令和8年4月13日 区長決定 要綱第103号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるもののほか、個別的なケアを必要とする児童に係る知識を修得した里親に給付金を支給することにより、当該里親の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 里親 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号の養育里親をいう。
- (2) 個別的なケアを必要とする児童 虐待された児童、非行等の問題を有する児童、身体障害児または知的障害児等一定の専門的ケアを必要とする児童をいう。
- (3) 個別的ケア認定里親 児童を養育する里親であって、区の認定を受けたものをいう。

(支給対象者)

第3条 本事業の支給対象者は、区内に住所を有し、かつ品川区里親制度運営要綱（令和6年品川区要綱第332号）第5条第3項で規定する里親として登録されている者であって、現に児童を受託し、第6条の規定により個別的ケア認定里親として認定を受けたものとする。

(認定申請)

第4条 個別的ケア認定里親の認定を受けようとする者は、申請書を品川区児童相談所長（以下「児童相談所長」という。）に提出しなければならない。

2 児童相談所長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、申請をした者に通知する。

(対象研修)

第5条 前条の規定により通知を受けた者は、児童相談所長が別に定める研修を受講しなければならない。

(支給決定および通知)

第6条 児童相談所長は、前条に規定する研修の受講が完了したと認めるときは毎年度予算の範囲内において、第7条に規定する品川区個別的ケア認定里親認定委員会（以下「認定委員会」という。）の審査を経て、認定の可否を決定する。

- 2 児童相談所長は、前項の規定により認定をしたときは、その者を個別的ケア認定里親として登録するものとする。
- 3 区長は、前項の登録をしたときは、個別的ケア認定里親が登録期間中に児童を受託した期間において給付金を支給することができる。
- 4 児童相談所長は、前項の規定により給付金を支給することを決定したときは、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。

(認定委員会)

第7条 前条第1項の認定委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 品川区児童相談所長
 - (2) 児童相談課長
 - (3) 相談援助担当課長
 - (4) 一時保護担当課長
- 2 委員会に委員長を置き、児童相談所長の職にある者をもって、これに充てる。
 - 3 認定委員会に係る事務は、児童相談課において処理するものとする。

(認定期間等)

第8条 第6条第2項に規定する登録の有効期限は、2年とする。

- 2 個別的ケア認定里親が第6条第2項の登録を更新しようとするときは、児童相談所長に更新申請書を提出しなければならない。
- 3 前項の更新申請書の提出を受けたときは、児童相談所長が別に定める更新研修を実施するものとする。
- 4 認定委員会は、前項の更新研修の結果を審査し、適当と認めるときは、個別的ケア認定里親の登録を更新するものとする。
- 5 児童相談所長は、前項の規定により登録を更新したときは、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。

(給付金の支給額等)

第9条 給付金の額は、児童一人当たり月額20,000円とする。

- 2 前項の給付金は、個別的ケア認定里親が受託した児童の養育に要する費用に充てるものとする。
- 3 個別的ケア認定里親は、給付金の使用について、使用報告書に記録し、児童相談所長が別に定める期限までに、養育状況報告書とともに報告しなければならない。
- 4 年度の途中で受託が解除された場合または里親の登録が取消しとなった場合は、当該事由発生後1カ月以内に使用報告書を提出しなければならない。

(給付金の支給期間)

第10条 給付金の支給期間は、個別的ケア認定里親が、児童を受託している期間および第8条の規定による有効期間(更新を受けた場合の有効期間を含む。)

のいずれも満たす期間とする。

- 2 月の途中で受託が解除された場合または里親の登録が取消しとなった場合において、個別的ケア認定里親は、給付金を返還する義務はないものとする。ただし、第12条第3号に該当する場合、児童相談所長は、当該給付金の返納を求めることができる。

(支払方法)

第11条 区長は、給付金の支払を受給者の申請に基づく金融機関の口座へ、区が指定する金融機関を通じ、毎月口座振替の方法により行うものとする。ただし、区長が当該支払方法により難いと認める受給者については、この限りでない。

(支給決定の取消し等)

第12条 児童相談所長は、個別的ケア認定里親が次の各号のいずれかに該当するときは、認定または給付金の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 里親の委託が解除されたとき。
- (2) 区外に転居したとき。
- (3) 給付金の使用が著しく不相当と認められるとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な様式および事業の実施に関し必要な事項は、別に児童相談所長が定める。